

外国人との秩序ある共生社会推進担当
小野田紀美 大臣 殿

外国人政策の総点検と
今後の方針に関する提言

令和8年6月25日



外国人政策と人口戦略調査会



外国人政策の総点検と今後の方針に関する提言

令和八年六月二十五日

日本維新の会 外国人政策と人口戦略調査会

日本維新の会は、第一弾提言として令和七年九月に「外国人政策及び『移民問題』に関する政策提言」を、第二弾提言として令和八年一月に「人口戦略としての外国人受入れ量的マネジメントの確立に関する提言」を、それぞれ政府に対して提出した。第一弾提言ではマクロの制度設計、ミクロの問題対処、国家安全保障の三つの柱からなる包括的な政策体系を、第二弾提言では外国人受入れの量的マネジメントの確立を提言した。

連立与党としてこれらの提言のフォローアップを行ったところ、司令塔機能の設置、在留資格審査の厳格化、不法滞在者ゼロプランの策定、JESTA 法案の成立をはじめ、我が党の提言の趣旨に沿った取組が着実に進められていることを確認した。

一方、量的マネジメントの具体化、社会統合の体系的な枠組みの確立、安全保障の観点からの土地取得等のルールの整備など、引き続き取り組むべき課題も多く残されている。また、制度の厳格化に当たっては、我が国の経済社会の発展に貢献する人材まで意図せず排除することのないよう、丁寧な運用への目配りも求められる。

本提言は、これまでの提言事項の進捗を評価しつつ、「入口の管理」「滞在の管理」「出口の管理」の三つの観点から、政府に対して更なる取組を求めるものである。

なお、安全保障の観点から、対日外国投資委員会の創設や、土地取得等のルールの在り方に関する政府の検討会における本年夏のとりまとめに向けて、検討を加速することを求める。

また、防諜体制の強化についても引き続き検討を求める。

政府としても、本提言の趣旨を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」において、外国人政策を国家戦略として明確に位置づけ、本提言に掲げる施策の実現に必要な予算措置及び制度整備を講じることを強く求める。

目次

第一部 入口の管理 — 誰を、どれだけ受け入れるか.....	3
1-1 入管庁の人的・物的体制の抜本的強化.....	3
1-2 出入国在留管理の DX 推進	3
1-3 量的マネジメントの着実な推進.....	4
1-4 留学・技人国等への量的管理の枠組みの整備	4
1-5 家族帯同の要件厳格化	5
1-6 人口戦略における質の確保.....	5
第二部 滞在の管理 — 秩序ある社会統合の実現.....	5
2-1 社会統合プログラムの制度化と在留資格要件化.....	6
2-2 外国人集住地域の可視化と対策	6
2-3 外国人による不動産取得の実態把握と透明性の向上	7
2-4 受入企業の責任明確化	7
2-5 外国系決済サービスの拡大に対応した課税の公平性の確保.....	8
2-6 自治体と入管庁の情報連携の強化	8
2-7 自治体支援の抜本的拡充	8
2-8 留学生制度の適正化	9
2-9 外国人の子供の不就学の解消と保護者の責務の明確化	9
2-10 外国人児童生徒の集中・偏在への対応及び日本語教育等の充実	9
第三部 出口の管理 — 不法滞在・犯罪への厳正な対応.....	10
3-1 不法滞在者ゼロプラン及び不法就労対策の強力な推進	10
3-2 退去強制事由の拡大	11
3-3 外国人犯罪への厳正な対応.....	11

第一部 入口の管理 — 誰を、どれだけ受け入れるか

外国人政策の出発点は、我が国が主体的に「誰を、どれだけ受け入れるか」を決定することにある。我が党は第一弾提言において外国人比率の上限設定を含む人口戦略の立案を、第二弾提言において量的マネジメントの確立を求めてきた。

入口の管理に関しては、政府の取組に一定の進展が見られる。司令塔機能として内閣官房に「外国人との秩序ある共生社会推進室」及び担当大臣が設置され、省庁横断的な調査・検討が開始された。電子渡航認証制度（JESTA）については導入に向けた改正法が成立し、在留資格審査の厳格な運用も進められるなど、制度の適正化に向けた取組が進んでいる。もっとも、運用の厳格化に当たっては、制度を濫用する者を的確に排除する一方で、我が国の経済社会を支え、真摯に就労・事業を営む外国人材まで意図せず排除する事態を招いてはならない。厳格化はあくまで不適正な利用を排除するためのものであり、高い技能・専門性を有する人材など我が国の経済社会の発展に貢献する人材の受入れや、国際的な人材獲得競争における我が国の競争力を損なうものであってはならない。実態の把握に基づく悪質な事案への重点的な対応と、真摯に活動する企業・人材が活動しやすい環境の整備とを両立させる運用が求められる。

一方、量的マネジメントについては、政府において省庁横断的な検討が本格化しており、令和八年度中の成果が期待されることである。入口の管理を実効性あるものとするためには、管理を担う入管庁の体制とDXの基盤整備を両輪で進めるとともに、量的マネジメントの対象に、留学・技人国等を含む在留資格制度全体及び帯同家族を含めて検討することが不可欠である。以下、これらの課題について提言する。以下、これらの課題について提言する。

1-1 入管庁の人的・物的体制の抜本的強化

出入国在留管理庁は、在留外国人数の急増、不法滞在者ゼロプランの推進、育成就労制度の施行準備、電子渡航認証制度（JESTA）の導入など、業務量が急速に拡大する局面にある。しかしながら、入国審査官及び入国警備官の人員体制は業務量の拡大に追いついておらず、とりわけ退去強制手続の執行や不法就労の摘発に当たる入国警備官の体制は決定的に不足している。JESTA 導入により空港における上陸審査のDX化は進む見込みであるが、退去強制が確定した外国人の送還や、在留資格に係る活動の実態確認を含む現場での調査・摘発業務は、人員を伴わなければ遂行できない。不法滞在者ゼロプランの実効性は、最終的にはこうした現場の体制に依存するものであり、予算・定員の抜本的な拡充が不可欠である。

政府は、出入国在留管理庁の入国審査官及び入国警備官を含む専門職員の大幅増員と処遇改善を実施し、不法滞在者ゼロプラン及び各種在留管理業務の実効性を担保するために必要な人的・物的体制を抜本的に強化すべきである。

1-2 出入国在留管理のDX推進

出入国在留管理行政においては、入国・在留する外国人の実態把握、関係機関との情報連携、各種審査の迅速化など、あらゆる業務においてDXの推進が求められている。政府は電子渡航認証制度（JESTA）の令和十年年度中の導入に向けてシステム開発に着手したところであるが、JESTAは査証免除国・地域からの短期滞在者等に対する事前チェックの仕組みであり、出入国在留管理行政全体のDXの一部にすぎない。現状では、在留資格

の審査や届出の処理において紙ベースの業務が残存しており、各種行政機関との情報連携においてもシステムの整備が途上にある。JESTA 導入を契機として、出入国在留管理制度全般の DX を一体的に推進し、審査・届出等の定型業務の効率化を図ることで、前項で求めた増員人員を含む現場の職員が、退去強制の執行や不法就労の摘発等、人員を要する業務に集中できる体制を構築する必要がある。

政府は、JESTA 導入を契機として、出入国在留管理行政全般の DX を加速し、情報の電子化の徹底、関係機関との情報連携のためのシステム整備、各種審査の迅速化等を一体的に推進するとともに、そのために必要な予算を確保すべきである。

1-3 量的マネジメントの着実な推進

我が党は、第一弾提言（令和七年九月）及び第二弾提言（令和八年一月）において、外国人比率の上限設定を含む数値目標及び基本方針の策定を一貫して求めてきた。政府においては、内閣官房の体制を強化し、専門職員を活用するなどして関連シミュレーションの担当を配置した上で、人口戦略本部と連携しつつ、省庁横断的な調査・検討を開始したことは前進として評価する。その上で、連立政権合意において令和八年度中の成果が求められている事項である、外国人の受入れに関する将来推計、外国人比率の上限目標及び増加ペースの許容範囲を含む基本方針の策定、定期的な見直しサイクルの制度化を着実に進め、令和八年度中に成果を示すことを改めて求める。検討に当たっては、有識者会議を積極的に活用しつつ、エビデンスに基づく政策立案を徹底すべきである。また、量的マネジメントは、特定技能・育成就労等の就労を目的とする在留資格にとどまらず、留学や技術・人文知識・国際業務等を含む在留資格制度全体を視野に入れて検討されるべきである。なお、現行の特定技能制度及び育成就労制度における受入れ見込数は労働者本人の数を基礎とするものであり、帯同家族を含めた総数は管理の対象となっていない。とりわけ特定技能 2 号は家族帯同が認められているため、特定技能 1 号からの移行が進めば、受入れ見込数として設定された人数を上回る外国人が実質的に在留することとなる。量的マネジメントを実効性あるものとするためには、まず労働者本人の数のみならず、帯同家族を含めた受入れの実態を的確に把握することが不可欠である。

政府は、外国人比率の上限設定を含む数値目標及び基本方針の策定に向けた検討を着実に進め、将来推計及び影響分析を早期に完遂するとともに、令和八年度中に受入れに関する基本方針を示すべきである。その際、受入れ見込数については、労働者本人のみならず帯同家族を含めた受入れの実態を的確に把握し、これを踏まえた管理の在り方を検討すべきである。また、基本方針の達成状況を定期的に検証し、社会経済情勢の変化に応じて見直しサイクルを制度化すべきである。

1-4 留学・技人国等への量的管理の枠組みの整備

特定技能制度及び育成就労制度について受入れ見込数が設定されたことは、量的マネジメントの第一歩として評価することができる。しかしながら、留学や技術・人文知識・国際業務（技人国）等の在留資格には、現時点で受入れ総数の上限が設けられていない。在留資格制度全体を国家戦略の下に位置付け、受入れの適正規模を検討した上で、必要に応じて量的マネジメントの対象に含めることの可否を検討すべきである。

政府は、留学・技人国等の在留資格についても、量的マネジメントの枠組みの対象に含めることの可否や受入れの適正規模の検討を進めるとともに、必要に応じて量的管理の枠組みを整備すべきである。

1-5 家族帯同の要件厳格化

外国人の家族帯同・呼び寄せは、集住地域の形成や社会統合コストの増大に直結する要素である。とりわけ、特定技能 2 号など家族帯同が認められる在留資格においては、労働者本人の受入れに伴い、その家族を含めた相当数の外国人が在留することとなり、受入れ総数に大きな影響を及ぼす。諸外国においては、収入要件や住居要件に加え、一定の語学能力を求める例も多い。我が国においても、扶養能力の確認を厳格化するとともに、在留資格の審査時における日本語能力要件の導入を検討すべきである。

政府は、家族帯同・呼び寄せの要件について、扶養能力の確認の厳格化を進めるとともに、在留資格の審査時における日本語能力要件の導入を検討すべきである。

1-6 人口戦略における質の確保

量的マネジメントは外国人の受入れを量的に管理するものであるが、人口戦略はそれだけでは完結しない。我が国の経済的・文化的発展に真に資する人材を戦略的に獲得するという「質」の視点が不可欠である。国際的な人材獲得競争が激化する中、シンガポール等の先進的な受入れ国と比較して、我が国の高度人材に対する受入れ環境は必ずしも競争力のあるものとなっていない。社会の分断を招かない範囲で受入れを量的に管理しつつ、真に必要な高度人材については積極的に獲得できる環境を整備することが、人口戦略の両輪である。

人口戦略における質の確保とは、単に経済的な意味での高度人材の獲得にとどまるものではない。日本社会の一員として責任を持ち、日本の発展に貢献する意志を持つ人材を、国籍や出自にかかわらず積極的に受け入れることこそが、我が国の活力の源泉となる。我が党は排外主義の立場をとるものではない。日本語を学び、日本の制度やルールを理解し、日本社会に溶け込んで共に汗を流す外国人を歓迎する。一方で、そうした努力を怠り、日本社会との接点を持つとしない在留の在り方については、厳格に対処する。この明確な線引きこそが、真に開かれた受入れと秩序ある社会の両立を可能にする。

同時に、労働力不足への対応を安易な外国人受入れに依存する構造から脱却するため、省人化技術の導入、AI・ロボティクスの活用、DXによる生産性向上を通じて、国内の潜在力を最大限に引き出す改革を一体的に推進しなければならない。

政府は、人口戦略の検討に当たり、我が国の発展に資する高度人材の戦略的な獲得に向けた受入れ環境の国際競争力の強化に取り組むべきである。また、労働力不足の解消を安易な外国人受入れに依存しないため、省人化技術・AI・ロボティクスの活用及びDXによる生産性向上を一体的に推進すべきである。

第二部 滞在の管理 — 秩序ある社会統合の実現

我が国に在留する外国人が日本社会の中で安定的に生活し、地域社会との摩擦を生じさせないためには、受け入れた後の「滞在の管理」が不可欠である。我が党は第一弾提言において、社会統合を重視した外国人の受入れと各種制度の適正化を、第二弾提言において永住許可及び家族帯同の要件厳格化を求めてきた。

これらの提言を受け、滞在の管理に関する政府の取組には着実な進展が見られる。永住許可については、我が党が求めてきた要件の厳格化がガイドラインの改正を通じて実現し、国益要件に年収水準や将来の社会保障負担を加味する方向での検討も進んでいる。令和九年四月から永住者に係る取消事由が拡大される予定であり、

我が党の提言の趣旨に沿った制度整備が着実に進められていることは高く評価する。帰化についても、我が党が求めていた永住許可との整合性の観点から、居住要件を原則十年以上とする厳格化が実施された。マイナンバーを活用した入管庁と関係機関との情報連携や特定在留カード等の運用開始など、在留管理のデジタル基盤の整備も進んでいる。さらに、医療費不払い情報の共有システムの登録基準額引下げや出産育児一時金支給への国内居住要件の導入など、我が党が指摘してきた各種制度の不正利用への対応も前進している。

一方、これらの個別制度の適正化が進む中であっても、受け入れた外国人が日本社会に適応するための体系的な仕組み——すなわち社会統合を実効性あるものとするための枠組みは、依然として確立されていない。日本語の習得が進まないまま地域社会から孤立し、閉鎖的なコミュニティを形成する外国人集住地域の問題は各地で深刻化しており、その次世代への影響も顕在化しつつある。そこで、本提言においては、社会統合の実効性を確保するための具体的な政策手段を提示する。

2-1 社会統合プログラムの制度化と在留資格要件化

在留外国人が日本語や日本の制度・ルール・社会規範を理解することは、日本社会で安定的に生活するための基盤である。日本語を習得し、生活上のルールを理解することは、外国人本人が地域社会と良好な関係を築き、安心して暮らすために不可欠であると同時に、受入れ社会の側にとっても、無用な摩擦やコストを避けることにつながる。政府は、在留外国人（帯同家族を含む。）が日本語や日本の制度・ルール等を学習するプログラムの創設に向け、法務大臣政務官を長とするプロジェクトチームを設置し、令和十年度の試行的運用を目指して制度設計を進めている。この取組は我が党が一貫して求めてきた社会統合の具体化として高く評価するものであり、令和九年度予算における十分な措置を含め、その早期実現を強く支持する。

一方、プログラムの受講及び内容の理解を在留資格の審査における「考慮要素」ととどめるのでは、実効性の確保に限界がある。我が国で中長期にわたり生活していく上で、日本語の習得と日本社会の制度・ルールの理解は、本人が安定的に暮らし、地域社会と良好な関係を築くための基盤となるものである。とりわけ、就労等を目的として中長期にわたり在留しながら、プログラムを受講せず、又は一定水準の理解に至らない場合については、その状況を在留資格の審査において適切に反映していくことが、社会統合の実効性の確保につながる。あわせて、入国前の段階からの取組も、入国後の定着の円滑化と地域社会との摩擦の予防に資するものである。

政府は、日本語や日本の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を早期に実現し、令和九年度予算において十分な措置を講ずるべきである。その上で、就労等を目的として中長期にわたり在留する者について、プログラムを受講せず、又は一定水準の理解に至らない場合に、在留資格の審査時においてその状況を消極的に評価する仕組みを整備するとともに、帯同家族を含む在留外国人の日本語能力及び制度理解の向上を促進すべきである。あわせて、希望する者が入国前からオンラインで受講できる環境を整備し、来日前からの社会統合を促進すべきである。

2-2 外国人集住地域の可視化と対策

我が党は第一弾提言において、欧州の経験に照らせば外国人比率が一割を超えると地域社会において様々な社会問題が顕在化し、緊張が高まることを指摘した。これは全国レベルの比率にとどまらず、むしろ特定の地域における集住においてより先鋭的に現れる。外国人が特定地域に集中して居住する傾向は全国的に強まっており、一部では外国人人口が地域住民の相当割合を占めるに至っている。こうした集住地域においては、日本語を習

得できないまま固まって生活し、日本社会との接点を持たないコミュニティが形成され、生活習慣の違いによるトラブル、自治会活動への不参加、教育現場の疲弊など、既存の地域住民との間で深刻な摩擦が生じている。さらに、次世代においても日本語能力が不十分なまま成長し、高度な学習についていけず、結果として低所得層に固定化されるという世代を超えた課題も顕在化しつつある。諸外国においても、集住地域の実態を客観的な指標に基づいて把握し、対策を講じる例が見られる。我が国においても、集住地域の問題を個々の自治体に委ねるのではなく、国として客観的な指標に基づき実態を把握し、体系的に対策を講じる枠組みが必要である。

政府は、外国人の集住の状況とそれが地域社会に及ぼす影響を、客観的な指標に基づき国として継続的に把握・分析する仕組みを整備すべきである。その分析を踏まえ、集住に伴い課題が生じている地域に対しては、日本語教育の重点実施、生活ルールの周知徹底、自治体への財政支援の重点配分等、必要な支援と対策を重点的に講ずるべきである。

2-3 外国人による不動産取得の実態把握と透明性の向上

外国人や外国法人による我が国の土地・不動産の取得については、安全保障、地価高騰、地域社会との関係など、様々な観点から国民の不安の声が寄せられている。とりわけ都市部のマンションや特定地域の不動産が外国人により集中的に取得される事例が指摘される一方、登記上は国籍が把握されず、法人名義を通じた間接的な保有も多いことから、その実態が十分に把握されてこなかった。また、外国人等による森林・水源地の取得や地下水の採取についても、水資源の保全の観点から実態把握を求める声がある。政府は、不動産登記や森林法等の土地関連制度における国籍の把握、多額の現金による不動産取得に係るマネーロンダリング対策の強化、取引のない土地等のストック情報の把握、不動産関連情報を集約したデータベースの整備、地下水採取の実態把握等に取り組んでおり、これらの取組を着実に進めることが重要である。

政府は、外国人・外国法人による土地・不動産の取得について、国籍の把握、法人の実質的支配者情報の把握、ストック情報の把握、データベースの整備等を通じて、その実態の把握と情報の透明性の向上を着実に進めるべきである。また、外国人等による地下水採取についても、水資源の適正な保全の観点から実態把握と必要な対応を進めるべきである。あわせて、安全保障の観点から懸念のある土地等の取得・利用に関するルールの在り方について、本年夏のとりまとめに向けた検討を着実に進めるべきである。

2-4 受入企業の責任明確化

外国人労働者を受け入れる企業は、適切な労働環境の整備のみならず、外国人の日本社会への適応を支援する責任を負うべきものである。特定技能制度及び育成就労制度の下で受入企業の責任は一定程度明確化されつつあるが、依然として労働関係法令違反や社会保険未加入等の問題が散見される。また、特定技能制度における登録支援機関については、登録要件の厳格化や活動状況報告の義務化が進められているものの、一部において外国人労働者を不正に就労させる事案が依然として発生しており、監督体制の更なる強化が求められる。受入企業が外国人労働者に対して日本語教育の機会を提供し、社会保険への加入を徹底し、生活面での支援を行うことは、社会統合の観点からも不可欠である。

政府は、外国人労働者を受け入れる企業に対し、労働環境の適正化、社会保険加入の徹底、日本語教育機会の提供等の責任を明確化するとともに、悪質な違反事業者に対する外国人雇用禁止措置等の制裁措置の厳格化に取り組むべきである。あわせて、登録支援機関の監督体制を抜本的に強化すべきである。

2-5 外国系決済サービスの拡大に対応した課税の公平性の確保

近年、都市部の外国人集住地域を中心に、アリペイ・WeChatPay等の外国系スマートフォン決済サービスが急速に普及している。これらの地域では、国内での取引について、我が国の金融機関等と連携せず、外国系決済を通じて外国の口座間で完結することで、国内で発生した経済活動であるにもかかわらず、我が国の税務当局がその実態を十分に捕捉できない構造が生じている。現行制度上も国内売上には課税されるが、外国系決済事業者を通じて外国の口座間で送金された場合など、売上の過少申告等を把握する執行の仕組みが追いついていない。まじめに納税している事業者との間で著しい不公平が生じており、本年の国会質疑においても財務・金融担当大臣がこれを看過できない問題と認めたとところである。これは外国人を対象とした規制の問題ではなく、デジタル経済の進展に対応した課税の公平性の確保という、すべての納税者に関わる課題である。

政府は、外国系決済サービスを通じた国内取引の捕捉に向け、外国で決済が完結する場合にも取引を税務当局が捕捉するための手法の検討、租税条約の情報交換条項の活用、外国語に対応した税務調査体制の整備等を通じて、デジタル経済における課税の公平性を確保すべきである。

2-6 自治体と入管庁の情報連携の強化

自治体の住民登録窓口においては在留カードの読取り等により在留資格を確認する仕組みが整備されており、適法に在留する外国人については、出入国在留管理庁通知に基づき自治体と入管庁との間で在留資格に関する情報連携が行われている。政府は令和九年三月以降、マイナンバーを活用した入管庁と関係機関との情報連携を更に進め、国籍・在留資格情報・出入国関連情報等の相互提供を行う仕組みの構築を進めている。また、特定在留カード等の令和八年六月の運用開始や、公営住宅の入居実態把握のための情報連携も進められている。一方、適法に入国した後在留期間を超過するなどして不法滞在に転じた者については、その捕捉が課題として残されている。不法滞在者ゼロプランの実効性を高めるためには、こうした情報連携の基盤を着実に整備・拡充するとともに、不法滞在が疑われる事案について入管庁への情報提供が円滑に行われる運用を確保することが重要である。

政府は、マイナンバーを活用した入管庁と関係機関との情報連携を令和九年三月以降着実に推進するとともに、不法滞在が疑われる場合に入管庁への情報提供が円滑に行われる運用を確保すべきである。

2-7 自治体支援の抜本的拡充

外国人の受入れに伴う行政コストは、最終的に地方自治体が負担することとなるが、現行の外国人受入環境整備交付金の規模は自治体の実際のニーズに比して極めて不十分である。集住地域を抱える自治体は、日本語教育、行政サービスの多言語化、相談体制の整備、生活ルールの周知、住民との摩擦への対応等に追われており、財政的にも人的にも限界に達している。国が外国人受入れ政策を推進する以上、その受入れに伴う自治体の負担に対して、国として十分な財政措置を講じることは当然の責務である。

政府は、外国人受入環境整備交付金の大幅な拡充を含め、集住地域を抱える自治体が必要とする予算規模に見合う財政措置を講じるべきである。あわせて、交付金の配分基準について、外国人比率や集住度合い等の客観指標を反映した重点配分の仕組みを導入すべきである。

2-8 留学生制度の適正化

政府は、在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表を令和8年2月に実施し、外国人学校への支援についても法律上の支援対象外とする制度改革を行うなど、留学生制度の適正化に向けた取組を進めている。一方、一部の教育機関においては在籍者の大半を外国人留学生在が占め、十分な教育実態を伴わないまま受入れを行い、結果として留学生の所在不明や不法残留の温床となっている事例が指摘されている。留学生制度が事実上の就労目的の入国ルートとして利用されることを防ぐため、教育機関ごとの外国人留学生在比率の実態把握と適正化を含め、在籍管理の更なる厳格化が求められる。また、奨学金制度については、我が国の国益に真に資する人材の獲得という戦略的観点から、支給対象・支給要件の不断の見直しが必要である。

政府は、教育機関ごとの外国人留学生在比率の実態把握と適正化に取り組み、留学生制度が不法残留や不法就労の温床とならないよう在籍管理の更なる厳格化を進めるべきである。あわせて、奨学金制度について国益に資する人材獲得の観点からの戦略的な見直しを引き続き推進すべきである。

2-9 外国人の子供の不就学の解消と保護者の責務の明確化

外国人の子供については、現行制度上、その保護者が学校教育法上の就学義務の対象とされておらず、就学は本人・保護者の意思に委ねられている。このため、就学状況が十分に把握されないまま不就学となる子供が相当数に上る可能性が、文部科学省の調査においても指摘されている。日本語も母語も十分に習得できないまま教育の機会から取り残された子供は、社会から孤立し、将来の不安定な就労や社会的排除につながるおそれがあり、これは本人の不利益にとどまらず、社会統合の失敗そのものである。外国人を受け入れる以上、その子供に確実に教育を受けさせるという原則を、保護者の責務として明確に位置づける必要がある。なお、入国後の円滑な就学のためには、入国前の段階からの生活オリエンテーションや日本語・制度理解の促進(2-1参照)と一体的に取り組むことが効果的である。

政府は、外国人の子供の就学状況を住民登録等と連携して的確に把握し、不就学を解消するための就学案内・勧奨を徹底するとともに、保護者に対し子供に教育を受けさせる責務を明確化し、その確保に必要な法的措置を検討すべきである。あわせて、子供の就学・教育の確保への対応を、保護者の在留資格の更新等に当たって考慮する仕組みを検討すべきである。

2-10 外国人児童生徒の集中・偏在への対応及び日本語教育等の充実

外国人児童生徒が特定の地域や学校に集中する傾向が強まっており、一部の学校・学級では外国人児童生徒の割合が著しく高まっている。日本語での意思疎通が困難な児童が一学級の多くを占めることで、通常の学級運営や授業の成立そのものに支障が生じているとの指摘がある。こうした状況は、外国人児童生徒の学習機会を損なうのみならず、同じ学級で学ぶ日本人児童生徒の教育環境をも悪化させ、ひいては日本人世帯の転出を招き、特定地域における外国人比率の更なる上昇という悪循環を生じさせるおそれがある。また、日本語が十分にできないまま進級・卒業する「学びの空洞化」や、外国人同士で固まることで日本社会との接点を持たないまま成長する問題も深刻化しており、これは将来の低所得層への固定化や社会的孤立につながるリスクを孕んでいる。政

府はプレクラス（初期支援）の方策を検討し、日本語指導補助者等への支援拡充を進めているが、対応は依然として不十分であり、まずもって教育現場の実態を正確に把握することが急務である。

政府は、小中学校における外国人児童生徒の在籍状況及び学級運営への影響について早急に実態調査を行うとともに、適正な教育環境を確保するための学級単位・学校単位での受入れの在り方を検討すべきである。あわせて、初期日本語指導教室（プレクラス）を抜本的に拡充するとともに、全学年・全教科の多言語カリキュラムのオンライン提供の早期実現等を推進し、全国で一定の質の教育が提供されるよう国が主導すべきである。さらに、日本語指導補助者等の増員、多言語対応人材の育成、自治体への財政支援の拡充を進め、外国人児童生徒への進路指導・職業教育の充実を図るべきである。

第三部 出口の管理 — 不法滞在・犯罪への厳正な対応

外国人政策は、入口で適切に管理し、滞在中に社会統合を図るだけでは完結しない。法やルールに違反する外国人に対しては、厳正に対処し、退去させるべき者を確実に退去させる「出口の管理」があってはじめて、制度全体の信頼性が担保される。我が党は第一弾提言において、不法滞在者の確実な出国確保と強制送還体制の構築、外国人犯罪対策と治安・法秩序の維持、難民認定制度の厳格化を求めてきた。

出口の管理については、我が党の提言を踏まえ、政府の取組に顕著な進展が見られる。不法滞在者ゼロプランが策定され、護送官付き国費送還は過去最高の実績を記録した。不法残留者数も前年比で減少に転じている。難民認定申請についても、令和十二年までに平均処理期間を六月以内とする目標の下、迅速な処理体制の整備が進められ、未処理件数は着実に減少している。

しかしながら、退去強制が確定したにもかかわらず送還されていない者は依然として相当数にのぼっている。一部の地域では治安への住民の不安も高まっており、退去強制事由の範囲についても、諸外国と比較して限定的であるとの指摘がある。出口の管理の実効性を更に高めるため、以下の課題について提言する。

3-1 不法滞在者ゼロプラン及び不法就労対策の強力な推進

不法滞在者ゼロプランの下、政府は令和十二年末までに退去強制が確定した外国人を半減させることを当面の目標として掲げ、護送官付き国費送還の強化に取り組んでいる。令和七年の送還実績は318人と過去最高を記録し、不法残留者数も前年比で減少に転じるなど、取組の成果は着実に表れつつある。一方、退去強制令書が発付されているにもかかわらず送還されていない者は依然として3,369人にのぼり、仮放免等の状態で国内に滞在し続けている。不法滞在者ゼロという理念を実現するためには、送還体制の更なる強化に加え、送還先国との外交交渉の促進、悪質な送還忌避者への厳格な対応が不可欠である。また、不法就労は、正規の手続きを経て入国・在留する外国人との公平性を損なうとともに、労働市場の歪みや地域社会における問題を引き起こす要因となっている。偽装滞在や偽装留学を斡旋する悪質な仲介業者、いわゆる「移民ビジネス」は依然として存在しており、不法就労助長者に対する取締りの更なる強化が求められる。

政府は、不法滞在者ゼロプランの目標達成に向け、護送官付き国費送還の件数の更なる増加、送還先国との外交交渉の強化、悪質な送還忌避者に対する厳格な措置を講ずるべきである。あわせて、不法就労助長者及び悪質な仲介業者に対する取締りの強化、在留カード等読取アプリケーションの普及促進、偽変造在留カード対策の推進等を通じて、不法就労の根絶に向けた取組を加速すべきである。

3-2 退去強制事由の拡大

現行の入管法に基づく退去強制事由は、不法入国・不法残留や一定の刑事罰を受けた場合等に限定されている。しかしながら、社会秩序を著しく害する行為であっても退去強制の対象とならない場合があり、国民の安全・安心の確保の観点から十分とは言い難い。諸外国においては、公共の秩序を乱す行為や社会保障制度の不正利用等、より広範な事由を退去強制や在留資格の取消しの対象とする例や、これを可能とする制度の導入に向けた動きが見られる。こうした国際的な動向も参考にしつつ、我が国においても、社会の秩序を害する行為や制度の不正利用等に対し、退去強制事由の拡大を含めた対応の在り方を検討すべきである。

政府は、退去強制事由の拡大について、諸外国の事例を参考にしつつ、公共の秩序を害する行為や制度の不正利用等を含めた対象犯罪・対象行為の拡大の検討を加速すべきである。

3-3 外国人犯罪への厳正な対応

不法滞在者や偽装滞在者による犯罪事例が社会問題化しており、組織的な窃盗団や犯罪グループによる事件が各地で発生している。一部の集住地域においては治安悪化に対する住民の不安が高まっており、外国人犯罪への対応は地域社会の安定に直結する喫緊の課題である。捜査機関で刑事手続がとられた外国人については入管法に基づき入管庁への通報が行われ、入管庁と警察の間でも照会連絡体制が構築されているが、組織的・国際的な犯罪の複雑化に対応するためには、専門的な捜査体制の強化が引き続き求められる。また、被仮放免者が国内に相当数滞在している中、これらの者に関する情報を地方自治体が必ずしも十分に把握できておらず、地域の治安対策に支障をきたしている場合がある。政府は被仮放免者等の情報について令和八年度中に入管庁から市区町村へのプッシュ型での提供を開始する予定であり、地域の治安対策に資する形での着実な運用が期待される。犯罪行為により退去強制手続が執られた外国人に対しては、迅速な送還と再入国の防止を徹底すべきである。

政府は、外国人犯罪に対する専門的な捜査体制の強化を進めるとともに、被仮放免者等の情報の市区町村へのプッシュ型提供を着実に開始すべきである。また、犯罪行為により退去強制となった外国人の迅速な送還、再入国禁止期間の延長等の厳格な措置を講じるべきである。

以上